

平成25年8月
自然環境局

「鳥獣保護管理のあり方」に関する検討状況について

1. 経過

鳥獣保護法附則第7条において、法の施行（平成19年4月16日）後5年を経過した場合、法の施行状況を検討し所要の措置を講ずるとされていることを踏まえ、本年3月、中央環境審議会自然環境部会に今後講ずべき措置を諮問。

これを受け、同部会に「鳥獣保護管理のあり方検討小委員会」を設置し詳細な検討を開始。

今後、自然環境部会の答申を踏まえ、法律の見直しを含め、今後の対策を検討する考え。

2. 課題

シカ、イノシシ等の野生鳥獣の生息域拡大及び個体数増加に伴い、希少な高山植物の食害等自然生態系への影響及び農林水産業への被害が深刻化。一方、鳥獣捕獲の中心的役割を果たしてきた狩猟者の減少・高齢化が著しく、鳥獣捕獲の担い手不足が大きな課題。

このため、鳥獣保護管理に携わる人材の育成及び将来にわたって適切に機能し得る鳥獣保護管理体制の構築が必要。

3. 主な論点

別紙の通り。

4. スケジュール

平成25年5月13日	第1回小委員会（現状と課題等）
5～6月	現地調査（知床、丹沢）
6月10日	第2回小委員会（関係団体ヒアリング等）
6月28日	第3回小委員会（関係法令や特定計画等）
8月7日	第4回小委員会（主な論点等）
9月以降	3回程度開催予定
（年内）	【パブリック・コメント】
	小委員会とりまとめ⇒部会へ報告
	自然環境部会答申（講ずべき措置について）

鳥獣保護管理のあり方に関する主な論点 (案)

これまでの鳥獣保護管理のあり方小委員会での議論やヒアリング内容、都道府県等の要望を踏まえ、論点を整理し、それぞれの検討の方向をまとめた。

第4回小委員会において論点1～3を、第5回小委員会において論点4以降について議論を行うこととする。

論点 1

鳥獣保護法を鳥獣の保護管理を担う法律に転換する必要があるのではないか。

捕獲を規制することが鳥獣保護であった時代と、種によっては積極的に捕獲をしなければいけない現在では、鳥獣保護法が果たす役割が大きく変化している。

平成11年に特定鳥獣保護管理計画制度が創設されて以降、特定鳥獣については保護管理が一定程度進められているが、特定計画を促進するための制度面の措置は、狩猟規制の緩和による捕獲促進が主であり、保護管理全般を支える仕組みとなっていない。特に、シカについては今後さらなる個体数の増加が見込まれており、積極的かつ直接的な「管理」が必要である。

このため、「捕獲規制」による鳥獣の保護という考え方に、「管理（マネジメント）」の視点を加えて全般の見直しを行う必要があるのではないか。

論点 2

鳥獣保護管理について、国、都道府県、市町村及び関係団体の役割分担を明確にするとともに、連携して取り組むことのできる仕組みを構築する必要があるのではないか。

鳥獣保護管理の役割分担を明確にした上で、それぞれの取組を推進する必要がある。ただし、鳥獣保護管理は、土地利用等と同様に複層的に行われるものであり、単純な分担の整理は困難。基本的な考え方を示し、各主体が連携することが重要である。

論点 3

被害を及ぼしている鳥獣の保護管理は、個体群管理、生息環境管理及び被害防除対策を総合的かつ効果的に実施することが重要である。生息環境管理及び被害防除対策は制度上の障害は少ないが、個体群管理（捕獲）については制度上改善すべき点が多い。

捕獲を効果的に行うことのできる仕組みや体制を構築する必要があるのではないか。

- 現在の狩猟免許制度は、狩猟者登録をして行う許可のいない捕獲を前提とした制度でありながら、現状は許可捕獲のためにも活用されている。実態に即した制度を検討する必要があるのではないか。

- 私的な捕獲（狭義の狩猟）以外の捕獲を推進するためには、従来の狩猟者に加え、新たな捕獲従事者を創出する必要がある。現状は個人による捕獲を原則とした制度であるが、鳥獣捕獲を専門に行う事業者を制度化し、必要に応じて規制緩和を行うことも検討する必要があるのではないか。
- また、農林業等の業を守るため、自衛のための捕獲を促進するための方策等も検討する必要があるのではないか。

論点 4

鳥獣保護管理のうち、「管理」を促進する手段を法的に位置づけることを検討する必要があるのではないか。

都道府県が、特定鳥獣保護管理計画の目標を達成するために必要な場合において、特定計画に基づき大規模捕獲事業（仮称）を行うことができることとし、一定の条件下で当該事業における捕獲等に係る規制緩和を検討する必要があるのではないか。

論点 5

広域に分布する鳥獣のうち、被害が甚大であり個体数の増加が著しい種について、国が、全国における鳥獣保護管理の実施状況を評価し、必要な施策を講じることができるようにする必要があるのではないか。

鳥獣保護行政は都道府県の自治事務であるものの、鳥獣の生息数や分布の拡大が著しく、都道府県による対応だけでは追いつかなくなっている種がある。

国が指導力を発揮して鳥獣保護管理を推進するため、広域に分布する鳥獣のうち必要な種及び地域について、国が調査や評価を行い全国の取組の進捗状況を確認・公表することが重要ではないか。

論点 6

私的な捕獲（狭義の狩猟）を推進するために必要な措置を検討する必要があるのではないか。

私的な捕獲（狭義の狩猟）による個体数調整機能の維持・拡大も重要であることから、狩猟者を減らさず、新規参入を促進するための措置を検討する必要があるのではないか。

論点 7

科学的な鳥獣保護管理の推進を図る必要があるのではないか。

- 適切な鳥獣保護管理を実施するためには、科学的な鳥獣保護管理が必要。行政機関が専門的知見を有する者を活用することが重要ではないか。
- 科学的な鳥獣保護管理の実施のためには、捕獲情報（鳥獣種、捕獲数（雌雄別）、捕獲場所、捕獲効率等）が極めて重要。正確かつ迅速に情報が収集できる仕組みを構築し、分析・評価を行う必要があるのではないか。

論点 8

鳥獣保護管理の実施について、国民の理解を得るための普及啓発等に力を入れる必要があるのではないか。

今後、鳥獣種によっては大規模な捕獲を含む保護管理を実施する必要があることから、効果的な対策の実施に向けた体制整備、制度改正及び予算確保等を図るために、鳥獣保護管理の意義について国民に理解してもらい、協力を求めていくことが必要ではないか。

【その他の論点】

主な論点ではないが、検討が必要なものは以下のとおり。必要に応じて適宜追加を行う。

□ 鳥獣の鉛中毒被害への対応

鉛弾については、希少猛禽類を含む生態系被害が見られることから、北海道では全道で使用を禁じている。また、その他の都道府県においても鉛弾を対象として指定猟法禁止区域が指定されている。

今後、全国的に捕獲数が増加することが考えられるが、鉛弾の使用についてどのように考えるか。

□ 狩猟鳥獣の定義の整理

狩猟鳥獣は持続可能な捕獲を前提としているものの、外来種も指定されている。狩猟により外来種の捕獲促進を図るとすれば、定義を変更することを検討する必要があるのではないか。

□ 狩猟制度の円滑な運用

狩猟免許の欠格事由の確認のために鳥獣保護法違反に関する刑の確定情報の入手ができるようにする（公務所への照会規定の追加）など、狩猟制度を円滑に運用するために必要な規定の洗い出しを行い、対応を検討する必要がある。